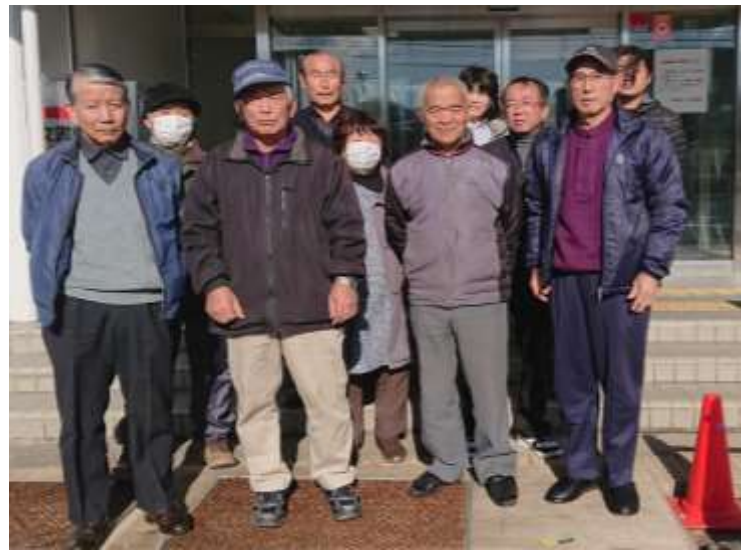


全商連・第19回税金問題研究集会が開かれる！

12月2・3日（土・日）税金問題研究集会が開催され、白河民商から鑑水事務局長が参加しました。

2日（土）は報告と問題提起がおこなわれ、①消費税増税阻止、②改悪国税通則法の下で強まる不当な税務行政にどうたたかうか、③人権を脅かす徴収行政とのたたかいと納税緩和措置の活用の実践を交流し、「生きることが優先する」という道理ある戦いを発展④倉敷民商弾圧事件の教訓をつかみ自主計算自主申告・自主申告の強化と弱点克服⑤納税者権利宣言の内容をつかみ組織拡大の力にすることなど、基調報告がありました。また、「納税者権利宣言」について3名のシンポジストから報告、全国からの（6名）活動報告がありました。2日目の消費税の学習には参加できなかったのが非常に残念でした。



白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

商工新聞の配達・集金は会員さん・役員さんが中心となってボランティアで行っておりますので引き続きご協力をお願いします。

いきなりの「反面調査」で 税務署交渉!!

三神支部会員さんに、1回目の税務調査が1月中旬始まりました。12月に入って突然、取引先から過去7年間の取引状況を提出するよう税務署から照会文書がきたと連絡が入りました。

税務行政の改善を求める要望書（白河民商） と反面調査に対する要望書（本人）を提出

それを受け、12月7日（木）に①立会人のいる中での調査を、②反面調査は行わないこと、の2項目に絞り税務署交渉を行いました。当日は当事者・三役・各支部の税対部役員・事務局11名が参加しました。

本人からは、1回目の調査（3時間余り）が終わったばかりで、不明なことを本人にも聞かず反面調査をすることは、納得がいかないと「提出した書類を信頼すること」、「反面調査をするときは承諾を得てから行う事」

などを要望しました。参加した役員からは、「商取引には守秘義務はあり得ない。秘密にすることはないのでから立会い拒否の理由にはならない」など、これまで調査をする中で立ち会ってきたことなど説明するのかわりかという意見などが寄せられました。

「新春のつどい」



1月27日（土）17時（予定）～

鹿島ガーデンヴィラ（白河市中田）

多くの皆様のご参加、お待ちしております！！

源泉税計算会開催

平成29年12月28日（木）午後1時半～

平成30年 1月17日（水）、18日（木）午前10時～午後4時

（17日、18日は支部ごとに計算会の日程を割り振っています。）

会場は白河民商会館です。是非ご参加ください。